## 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	いちき串木野市 公営住宅の管理に関する事務 基礎項 目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

いちき串木野市は、公営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

いちき串木野市長

### 公表日

令和7年7月30日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	公営住宅の管理に関する事務					
②事務の概要	公営住宅法に基づき公営住宅を建設し、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行なっている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①入居時の入居資格確認(所得要件・在住要件等) ②家賃・敷金の決定及び徴収 ③収入申告の受理・審査 ④家賃等の減免申請の受理・審査 ⑤同居若しくは入居承継の承認申請の受理・審査 ⑥収入状況の報告の請求に関する事務 ②明け渡しの請求に関する事務 ⑧高額所得者に対する住宅明渡し期限の延長に関する事務 ⑨収入超過者に対する住宅のあっせんに関する事務 ⑩収を賃等の微収機等の無理・審査とはなどに関する事務					
③システムの名称	公営住宅管理システム(住まいる8)、ADII住民情報システム					
2. 特定個人情報ファイ	ル名					
公営住宅管理情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表27の項並びに公営住宅法等					
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢>         1) 実施する         2) 実施しない					

拠番号法第19条8に基づく主務省令第2条の表53の項並びに地方税法等

3) 未定

# 5. 評価実施機関における担当部署

**①部署** 都市建設課

②所属長の役職名 都市建設課長

#### 6. 他の評価実施機関

②法令上の根拠

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 いちき串木野市 都市建設課 〒896-8601 いちき串木野市昭和通133-1

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 いちき串木野市 都市建設課 〒896-8601 いちき串木野市昭和通133-1

#### 9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

海田1 42 田市

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいでは、いつ時点の計数か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和	7年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

## 基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書 施機関については、それ	] ぞれ重点項目記	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
っ 柱字細し桂製の店田							

3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託		[ (	つ ]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報	<b>報提供ネットワークシ</b>	ステムを通	じた提供を除く。)	D ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続	[	]接続しない(入手) [(	<b>)]接続しない(提供)</b>
目的外の入手が行われるリ	ステムとの: [	<del>接続</del> 十分である	]	接続しない(入手) [ C   <選択肢 >   1) 特に力を入れている   2) 十分である   3) 課題が残されている	5
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 不正な提供が行われるリスク				<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である	5 5
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 不正な提供が行われるリスク	[		]	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である	5 5
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か  不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  7. 特定個人情報の保管・ 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十	[		]	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である	5 5 5
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か 7. 特定個人情報の保管・3	[ [ <b>消去</b>	十分である	]	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている (選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている (選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている	5

	特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。				
判断の根拠	移行作業時におけるリスクに対する措置 ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理 ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 ②移行データ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。 ・作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。 ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。 ③テストデータ ・特定個人情報をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。 ④相互牽制 ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。				
9. 監査					
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 [O]外部監査				
10. 従業者に対する教育・	各 <del>発</del>				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>[ +分に行っている ]1) 特に力を入れて行っている2) 十分に行っている3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  〈選択肢〉 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>				

特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインに従い、毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度任用職員を含む。)等に対し、研修やeラーニングを実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対してはフォローアップを行うなど、関係する全ての職員等が研修を受講するための措置を講じていることから、従事者に対する教育・啓発は十分であると考えれる。

中間サーバ・プラットフォームにおける措置

- ①物理的安全管理措置
- ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を 厳重に管理する。
- ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
- ②技術的安全管理措置
- ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

#### ガバメントクラウドにおける措置

#### ①物理的安全管理措置

・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。

- ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
- ②技術的安全管理措置
- ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。
- ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウ運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続 的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。
- ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。
- ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
- ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。
- ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。
- ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

#### 判断の根拠

#### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I -1-②		⑩家賃等の徴収猶予申請の受理·審査又は応答に関する事務	事後	
平成29年4月1日	I -5-②	久徳 工	火野坂 斉	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ -1	2016/4/1	2018/4/1	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ-2	2016/4/1	2018/4/1	事後	
平成31年4月1日	I -5-2	都市計画課長 火野坂 斉	都市計画課長	事後	様式変更によるもの
平成31年4月1日	Ⅱ -1	2018/4/1	2019/4/1	事後	
平成31年4月1日	II-2	2018/4/1	2019/4/1	事後	
平成31年4月1日	IV		項目の追加	事後	様式変更によるもの
令和2年4月1日	I-1-3	公営住宅管理システム(住まいる7)、ADⅡ住 民情報システム	公営住宅管理システム(住まいる8)、ADII住 民情報システム	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ -1	2019/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ-2	2019/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年4月1日	IA-8	[〇]外部監査	[〇]内部監査	事後	
令和3年4月1日	I -5-①	都市計画課	都市建設課	事後	
令和3年4月1日	I -5-2	都市計画課長	都市建設課長	事後	
令和3年4月1日	I -7	都市計画課	都市建設課	事後	
令和3年4月1日	I -8	都市計画課	都市建設課	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ -1	2020/4/1	2021/4/1	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ-2	2020/4/1	2021/4/1	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ -1	2021/4/1	2022/4/1	事後	特定個人情報保護評価の再 実施
令和4年4月1日	Ⅱ-2	2021/4/1	2022/4/1	事後	特定個人情報保護評価の再 実施
令和5年4月1日	Ⅱ -1	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ-2	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ -1	2023/4/1	2024/4/1	事後	
令和6年4月1日	II -2	2023/4/1	2024/4/1	事後	
令和7年4月1日	Ⅱ-1, 2	R6.4.1	R7.4.1	事後	
令和7年4月1日	1-3	・番号法第9条第1項 別表第一の19項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第18条	番号法第9条第1項、別表27の項並びに公営 住宅法等	事後	
令和7年4月1日	I -4	・番号法第19条第7項 別表第二の31項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務を定める命令第22条		事後	